

○蟹江町文化財保護等事業費補助金交付要綱

平成3年 2月 2日

要 綱 第 1 号

改正 平成7年3月23日要綱第8号

改正 平成15年3月27日要綱第2号

改正 平成24年4月 1日要綱第10号

改正 平成30年4月 1日要綱第5号

(目的)

第1条 この要綱は文化財保護法(昭和25年法律第214号)並びに愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)及び蟹江町文化財保護条例(昭和53年蟹江町条例第9条)の規定により指定を受けた文化財の保護事業及び郷土芸能等伝承活動の振興事業に要する経費について、当該文化財の所有者又は管理者等(以下「所有者等」という。)に対して交付する補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 前条に規定する事業は、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち補助金の対象として町長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について補助金を交付する。

- 1 文化財保護法の規定により指定を受けた文化財(以下「国指定文化財」という。)の保護のための事業で、国庫補助金の交付の決定を得た事業
 - 2 愛知県文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財(以下「県指定文化財」という。)の保護のための事業で、県費補助金の交付の決定を得た事業
 - 3 国及び県指定文化財の保護のための事業で、国庫補助金、県費補助金が交付されない緊急なものの修理又は普及事業
 - 4 蟹江町文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財(以下「町指定文化財」という。)の保護のための事業
 - 5 国・県及び町指定文化財の維持、管理並びに伝承のために継続して行う事業
 - 6 国・県・町指定文化財の調査研究に基づいた出版物の印刷製本及び郷土芸能等伝承活動の振興に必要とする事業
- 2 前項の規定に基づく補助事業の内容、補助条件、交付の対象、補助対象経費は、別表のとおりとする。
- 3 補助事業に着手したのち指定の変更があった場合は、当該補助事業完了までは、町指定物件と見なし、規則及び要綱の適用を受ける。

(補助率及び補助額)

第3条 この要綱に基づき、その所有者等に交付する補助金の補助率及び補助額は別表のとおりとする。

(補助金交付及び申請等)

第4条 補助金交付の申請については、蟹江町補助金等交付要綱(昭和53年要綱第1号)に基づき、所有者等が申請するものとし、交付決定・交付等の手続きについても、蟹江町補助金等交付要綱に定めるところによる。

(財産の処分の制限)

第5条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産を町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡や、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者が、前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、町長はその交付した補助金全部又は一部に相当する額を変化させることができる。

(実施細則)

第6条 この要綱の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から摘要する。

第2条 蟹江町文化財保存事業費補助金交付要綱(昭和58年4月1日摘要)は廃止する。

附 則 (平成7年要綱第8号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年要綱第2号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年要綱10号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年要綱5号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

補助事業の種類	事業内容	補助条件	交付の対象	補助対象経費	補助金の補助率及び補助額
1 国指定文化財に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> 保存修理 環境整備 防災施設の設置及び建設 保護増殖 公開 伝承 記録作成 収蔵施設の建設 	国の補助対象事業となった事業	所有者 保存団体 管理者	国が補助対象経費と認めた経費	補助対象経費から国庫補助額、県費補助額を除いた2分の1以内とする。
2 県指定文化財に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> 保存修理 環境整備 防災施設の設置及び建設 保護増殖 公開 伝承 記録作成 収蔵施設の建設 	県の補助対象事業となった事業	所有者 保存団体 管理者	県が補助対象経費と認めた経費	補助対象経費から県費補助額を除いた2分の1以内とする。
3 国及び県指定文化財に係る緊急なもの	・修理及び復旧	1 緊急かつ必要性があること	所有者 保存団体 管理者	町が補助対象経費と認めた経費	補助対象経費の2分の1以内とする。 最高200万円を限度とする。
4 町指定文化財に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> 保存修理 環境整備 防災施設の設置及び建設 保護増殖 公開 伝承 記録作成 収蔵施設の建設及び改修 	2 補助事業経費の財源が確立していること 3 同一年度内に事業が完了すること	所有者 保存団体 管理者	町が補助対象経費と認めた経費	1 補助対象経費の2分の1以内とする。 最高300万円を限度とする。 2 長の勧告による公開の場合は全額とする。
5 国・県及び町指定文化財の維持、管理並びに伝承に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> 維持、管理 伝承 	1 継続して行うことに具体的意義をもつこと 2 補助事業費の財源が確立し、計画性があること	管理者 保存団体	町が補助対象経費と認めた経費	1 維持、管理 ・国指定文化財 補助対象経費から国庫補助額、県費補助額を除いた2分の1以内とする。 ・町指定文化財 補助対象経費の2分の1以内とする。 最高10万円を限度とする。 2 伝承 補助対象経費の3分の2以内とする。 ・国指定文化財(須成祭) 最高100万円を限度とする。 ・町指定文化財(新町日吉神楽) 最高20万円を限度とする。
6 国・県・町指定文化財の調査研究に基づいた出版物の印刷製本及び郷土芸能等伝承活動の振興に係る事業	・文化財資料等の印刷製本	指定文化財の保護を図るうえで町が特にその意義があると認めたもので、町文化財保護審議会の審査を受けその承認を得たもの。	文化財研究者として町が認めたもの	町が補助対象経費と認めた経費	1 文化財資料の調査研究による印刷製本補助対象経費の2分の1以内とする。 最高20万円を限度とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 郷土文化の伝承を目的とした学習事業 郷土芸能の伝承を目的とした学習事業 	1 人数は1団体 20人以上 2 学習回数は1団体年間20回以上	郷土芸能等振興団体		2 郷土芸能等伝承活動の振興補助対象経費の3分の2以内とする。 最高10万円を限度とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 郷土芸能等の伝承に使用される道具の保存修理及び収蔵施設の建設・改修事業 	1 人数は1団体 20人以上 2 学習回数は1団体年間20回以上 3 総事業費が30万円以上を要すること	郷土芸能等振興団体		3 郷土芸能等道具の保存修理及び収蔵施設の建設・改修補助対象経費の3分の1以内とする。 最高10万円を限度とする。